

# 糸島市補助金設計書

|     |       |
|-----|-------|
| 所管課 | 地域振興課 |
|-----|-------|

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 補助金名称 | 行政区等公民館及び児童遊園地施設費等補助金        |
| 区分    | 建設・整備事業補助                    |
| 該当例規等 | 糸島市行政区等公民館及び児童遊園地施設費等補助金交付規程 |

〔長期総合計画体系〕

基本目標 5 \_\_みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 1 \_\_協働のまちづくりの推進

施策 \_\_地域主体のまちづくりのための体制を確立する

## 1 補助の目的

行政区等が設置し、管理する公民館の建設等及び児童遊園地の施設整備並びに当該用地購入に対して補助金を交付することで、地域拠点の整備と地域コミュニティ活動の活性化を図る。

## 2 成果指標

成果指標 1 : 行政区等公民館建設・改修件数 ( 件 )  
目標値 1 : 56件 ( H22 ~ H28 )      163件 ( H32 )      累計  
成果指標 2 : 行政区等公民館利用者の満足度 ( % )  
目標値 2 : 64.9% ( H26 )      71.4% ( H32 )

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業  
行政区等が設置し、管理する公民館の建設等及び児童遊園地の施設整備並びに当該用地購入に対し、補助金を交付。  
補助対象者  
行政区、地縁団体、隣組等

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費  
公民館の新築、増築 ( 当該用地の取得又は造成を含む。ただし、当該用地の取得又は造成のみの事業は、補助対象事業としない。 )、改築、敷地内の設備整備 ( 公共下水道設備、給排水設備、放送設備、空調設備、照明設備、外溝工事等をいう。 )、公民館として利用するための既存の建物の取得、公民館に附属する構築物の新築、増築、改築、改造・改修。

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率、補助限度額  
・行政区公民館      事業費の25%補助 ( 限度額500万円 )  
・隣組公民館      事業費の20%補助 ( 限度額400万円 )  
・児童遊園地      事業費の25%補助 ( 限度額 45万円 )  
補助対象事業費100万円以上

## 6 補助期間 ( 期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う )

平成 3 2 年度まで